平成２８年（フ）第１０号
福岡県柳川市三橋町枝光376番地１
破産者　佐藤　憲治
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
函館市本通４丁目34番12号　ＷＡＤＡマンション　２Ｆ右、開始決定時の住所函館市本通４丁目３番16号
破産者　船木　光一
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２９号
山形県南陽市赤湯3005番地
破産者　須藤　清市
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１２７号
福島県伊達市保原町上保原字上古田14番地
破産者　赤井　憲一
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第６７号
福島県双葉郡広野町上北迫字上田郷14―２東鉄工業株式会社常磐線復興工事所34号、住民票上の住所福島県二本松市亀谷２丁目38番地１　佐藤貸家Ｄ号
破産者　浅見　裕喜
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第３４７号
神奈川県大和市西鶴間５丁目3515番地５
破産者　東條　孝教
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３５８号
相模原市南区相模台３丁目８番１―107号
破産者　松下　健司
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３５９号
相模原市南区相模台３丁目８番１―107号
破産者　松下　光枝
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５３６号
静岡県牧之原市勝俣1656番地２　メゾンエトワールⅡ　Ｃ、旧住所東京都大田区大森西１丁目19番３―106号
破産者　今西花緒利
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７０号
静岡県浜松市浜北区小松4806番地
破産者　竹内　悦二
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３６６号
静岡県浜松市東区龍光町388番地の１
破産者　森山　　匠
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３８４号
静岡県浜松市浜北区内野台１丁目７番５号
破産者　白井　孝昌
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５５０号
大津市御幸町５－７　西側、住民票上の住所京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町54番地２
破産者　大堂　政由
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
兵庫県加東市上滝野414番地１　ソニアヴィアンカ301号
破産者　大東　啓行（旧姓十倉）
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１１号
岡山県笠岡市四番町４番地30
破産者　有田　友子
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
岡山県総社市日羽545番地１
破産者　大前　幸司
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
岡山県倉敷市玉島上成523番地２
破産者　佐藤　広典
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
岡山県倉敷市昭和１丁目１番38―1107号　チサンマンション倉敷
破産者　河村　幸男
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
岡山県笠岡市富岡182番地１　県営住宅笠岡団地78号
破産者　矢吹　幸恵
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係